

各 位

会 社 名 株 式 会 社 倉 元 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 聡
(J A S D A Q ・ コ ー ド 5 2 1 6)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 関 根 紀 幸
電 話 0228 32 5111

特別損失の発生に関するお知らせ

この度、下記のとおり特別損失が発生することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別損失の発生及びその内容

和解金 375 百万円

当社は、平成 19 年 9 月 27 日付「特別損失の発生及び平成 19 年 12 月期中間決算短信の一部修正並びに通期業績予想の修正に関するお知らせ」で公表のとおり、平成 19 年 12 月期中間決算短信の『(重要な後発事象) 2. 偶発債務¹』に、SKPK²への貸付金 25 億円の返済に関し SKPK からクレーム損害額と相殺したい旨の表明があったことを記載しておりました。

この度、SKPK の親会社であるドイツ SCHOTT 社との間で、貸付金等の債権(一部貸倒引当金繰入済み)の回収に関し合意に至ることとなりました。当社といたしましては、SCHOTT 社との交渉の中で法的手段を強行継続した場合、弁護士費用や法的手続費用等が発生すること、解決までに相応の時間を要すること、加えて、保証も含め当社グループから納入した装置に関し将来にわたる全リスクの解消を合意したこと等を勘案した結果、和解金を負担し決着することといたしました。

よって上記理由により、今回当該和解金を特別損失に計上するものであります。

なお、和解金の実金額につきましては為替レートにより多少増減することがあります。

1 平成 19 年 12 月期中間決算短信に記載の『偶発債務』

当社は、平成 19 年 9 月 24 日付で、ドイツ SCHOTT 社との韓国合弁会社であった SCHOTT KURAMOTO Processing Korea Co., Ltd. (以下 SKPK という。)から、損害賠償を求める旨の書簡を受領しております。

書簡によれば、同社は、連結子会社株式会社倉元マシナリー他から納入した設備及び同設備による加工不良に対するクレームを主張しており、このクレームに伴う損害額と相殺して当社からの貸付金 25 億円を精算したい旨を表明しております。

当社としては、弁護士にも確認の上、当社及び当社グループは契約上の責務は履行しており、法的手段も含め対応していく所存であります。しかしながら、今後の交渉経過により訴訟となり、当社及び当社グループに損失が発生する可能性があります。

2 SKPK について

当社は、平成 17 年 11 月にドイツ SCHOTT 社と合併で韓国に大型 TFT ガラス基板加工半会社、SCHOTT KURAMOTO Processing Korea Co., Ltd. (略称 SKPK) を設立いたしました(平成 17 年 11 月 24 日公表)。

その後、平成 19 年 6 月に SKPK の全当社所有株式(25%)を SCHOTT 社に譲渡しております(平成 19 年 6 月 6 日公表)。

2. 業績に与える影響

通期の業績予想につきましては現在精査中であり、明らかになり次第改めてお知らせいたします。

以 上